

○窒素含有量・燐含有量に係る暫定排水基準

(令和6年4月1日現在)

適用期間：令和5年10月1日～令和10年9月30日

()は日間平均値

項目	業種	許容限度mg/L
窒素含有量	天然ガス鉱業	160(150)
	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第一号の二に掲げる施設を有するものに限る)	130(110)
	酸化コバルト製造業	200(100)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,100(3,100)
燐含有量	畜産農業(水質汚濁防止法施行令別表第一第一号の二に掲げる施設を有するものに限る)	22(18)

1 排水基準を定める省令(以下「省令」という。)別表第2の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。
 2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第2の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域(窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。
 3 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第2の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域(燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。
 4 この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表第2又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
 5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表第2又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。

○ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準

項目	業種	許容限度mg/L	適用期間
ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30	R4.7.1～ R7.6.30
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40	
	金属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100	
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40	当分の間
	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300	
旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500		
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12	R4.7.1～ R7.6.30
	電気めっき業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であるものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15	
	電気めっき業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)	40	
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15	当分の間
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30	
旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二に掲げる施設を有するものに限る。)	300	R4.7.1～ R7.6.30
	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二に掲げる施設を有するものに限る。)	400	
	ジルコニウム化合物製造業	350	
	モリブデン化合物製造業	1,300	
	バナジウム化合物製造業	1,650	
貴金属製造・再生業	2,800		

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。
 2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$
 この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。
 C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値(単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)
 Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 一日につき立方メートル)
 Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

○亜鉛含有量に係る暫定排水基準

適用期間：令和3年12月11日～令和6年12月10日

項目	業種	許容限度mg/L
	電気めっき業	4

この表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排水基準については、右欄に掲げるものを適用する。

○六価クロム化合物に係る暫定排水基準

適用期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日

項目	業種	許容限度mg/L
	電気めっき業	0.5

この表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム含有量に係る排水基準については、右欄に掲げるものを適用する。